

第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画検討部会設置要綱

(趣旨)

第1 第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画（以下、「計画」という。）を検討するため、長野県人権尊重の社会づくり条例（令和8年長野県条例第30号）第26条第1項及び長野県人権尊重の社会づくり条例施行規則（令和8年長野県規則第40号）第12条第1項の規定により、長野県人権政策審議会に第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画に関すること
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること

(意見の聴取等)

第3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4 検討部会は、検討の結果をとりまとめ、審議会に報告するものとする。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月17日から施行する。
- 2 計画が策定されたときは、この要綱を廃止する。